

名古屋市交通局告示第7号

市バスでPetit（プチ）旅用企画乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、市バスでPetit（プチ）旅用企画乗車券（以下「プチ旅乗車券」という。）を次のように発売します。

令和7年7月14日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 料金

870円

2 有効期間

令和7年7月18日から令和8年3月16日まで

3 発売枚数

15,000枚

4 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

プチ旅乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

6 発売期間

(1) 令和7年7月18日から同年9月24日まで

(2) 令和7年10月10日から同年12月15日まで

(3) 令和8年1月16日から同年3月16日まで

7 料金の還付

(1) プチ旅乗車券の料金の還付は、未使用の割引券付き台紙が付属しており、未使用の場合に限り各発売場所での取り扱い、その期間は令和8年3月16日までとします。

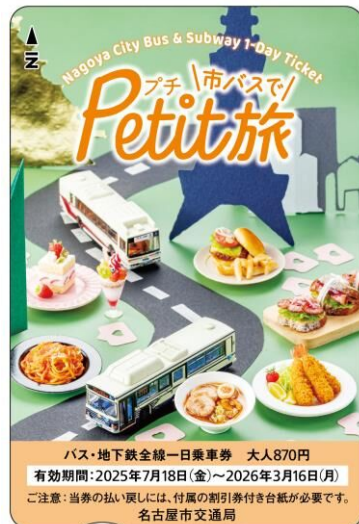
(2) プチ旅乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

プチ旅乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)

【ご案内】

- 地下鉄では自動改札機にお通しください。
- 市バスではこの面の有効期日を乗務員にご提示ください。
なお、カードに有効期日の印字がないときは、バス料金箱のカード投入口にお通しください。
- 当券は有効期日（始発から終発）に限り、市バス・地下鉄の全線に何回でも乗車できます。
- ゆとりーとライン高架区間の取扱い、交通局ウェブサイト（一日乗車券のページ）をご確認ください。名鉄バス（基幹バス新出来町線、栄または名鉄バスセンター⇄大治西条を含む）及びあおなみ線等の他社線は、乗車できません。
- 店舗の独自特典を受ける場合は、この面に表示された有効期日をご提示ください（キャンペーン期間中の有効期日内に限り）。
- 当券の有効期間は2025年7月18日から2026年3月16日までです。有効期間外は当券で乗車できません。
- 私氏は、未使用の本券と付属の割引券付き台紙（未使用）がセットの場合に限り、2026年3月16日まで取扱います。（手数料100円）
- 当券及び付属の割引券の紛失等に対しては、当局はその責を負いません。

有効期日